

船舶事故調査報告書

平成24年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（定置網）
発生日時	平成22年10月7日（木） 20時10分ごろ
発生場所	福井県おおい町 鋸 ^{のこぎり} 崎西方沖 鋸崎灯台から真方位279° 2,900m付近 (概位 北緯35° 33.0′ 東経135° 37.8′)
事故調査の経過	平成22年10月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート ^{クー イッポ ファイブ} Kuu Ippo V、5トン未満 250-45246福井、個人所有 7.27m (Lr) × 2.94m × 1.56m、FRP ディーゼル機関、136kW、平成12年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年9月16日 免許証交付日 平成18年12月1日 (平成24年7月13日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラ翼に欠損及び曲損 定置網 なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、おおい町のマリーナを出航して鋸崎北西方沖の高手礁 ^{たかてぐり} で釣りを行ったのち、鋸崎南西方沖の釣り場（ソエグリ）に移動した。 船長は、釣りを終えたとき、GPSプロッターに表示された往路の航跡をたどって高手礁まで北進したのちにマリーナに戻ることにし、19時ごろソエグリを発進したが、途中で早く帰り着きたいと思い、陸岸からの距離を目測して鋸崎西方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の北西端を通過したと誤って徐々に東寄りに針路を変えた。 船長は、本船の船首方に存在していたいか釣り船の集魚灯に注目して約14ノットの対地速力で鋸崎西方沖を北東進中、平成22年10月7日20時10分ごろ、船体に軽いショックを受けるとともに、本船が停止した。 船長は、同乗者にけがのないことを確認したのちに周囲を見たところ、近くに網のブイが見えたので、本件定置網に衝突したことを知った。 船長は、船体の損傷状況を確認したところ、プロペラ翼に損傷を発見して航行を断念し、ボートレスキューサービス（BAN）及び118番へ通

	<p>報して救助を待った。</p> <p>船長及び同乗者は、来援した巡視艇により救助され、本船は、翌日、BANの救助船によってマリナーにえい航された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 低潮期</p>								
その他の事項	<p>船長は、大島半島西方海域における夜間の航行経験がこれまでに4～5回程度であったが、昼間の航行経験は豊富であり、本件定置網の存在及び本件定置網に標識灯が設置されていることを知っていた。</p> <p>本件定置網は、漁業権者が福井県知事から免許を受けた「定第52号」と称する定置漁業漁場の範囲内に設置され、3か所に小型の標識灯（白色点滅灯）が各1基設置されていた。</p> <p>本船は、GPSプロッターが装備されており、これまでの航跡が残っていたが、画面に表示された航跡が重なり見えにくくなったので、船長は、全ての航跡を消去してマリナーを出航した。</p> <p>本船には、海図、ヨット・モーターボート用参考図（財団法人日本水路協会発行）等の航海用参考図はなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、鋸崎西方沖を北進中、船長が、GPSプロッターに表示された往路の航跡を頼りに高手礁までたどって帰航していたが、早く帰り着きたいと思って変針する際、陸岸からの距離を目測して本件定置網の北西端を通過したものと思い、船位を確認しなかったことから、東寄りに変針して航行し、本件定置網に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件定置網に設置された標識灯の灯光が本船の船首方に存在していたいか釣り船の集魚灯の灯火に紛れていたことから、標識灯に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、鋸崎西方沖を北進中、船長が、GPSプロッターに表示された往路の航跡を頼りに高手礁までたどって帰航していたが、早く帰り着きたいと思って変針する際、陸岸からの距離を目測して本件定置網の北西端を通過したものと思い、船位を確認しなかったことから、東寄りに変針して航行し、本件定置網に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件定置網に設置された標識灯の灯光が本船の船首方に存在していたいか釣り船の集魚灯の灯火に紛れていたことから、標識灯に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、鋸崎西方沖を北進中、船長が、GPSプロッターに表示された往路の航跡を頼りに高手礁までたどって帰航していたが、早く帰り着きたいと思って変針する際、陸岸からの距離を目測して本件定置網の北西端を通過したものと思い、船位を確認しなかったことから、東寄りに変針して航行し、本件定置網に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件定置網に設置された標識灯の灯光が本船の船首方に存在していたいか釣り船の集魚灯の灯火に紛れていたことから、標識灯に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、鋸崎西方沖を北進中、船長が、GPSプロッターに表示された往路の航跡を頼りに帰航していたが、早く帰り着きたいと思って変針する際、船位を確認しなかったため、東寄りに変針して航行し、本件定置網に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海用参考図を利用して事前に水路状況を調査しておくこと。 								